

民間資金等活用事業推進委員会 第 34 回議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

第 34 回民間資金等活用事業推進委員会 議事次第

日 時：平成 26 年 4 月 21 日（月）15:00～17:00

場 所：合同庁舎 4 号館 12 階 1202 会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 手続きの簡易化について
- (2) WG の検討状況について
- (3) P F I 事業の実施状況に関する国会報告について
- (4) 産業競争力会議フォローアップ分科会（立地競争力等）について
- (5) その他

3. 閉 会

○井上参事官 ただいまから第34回「民間資金等活用事業推進委員会」を開催いたします。事務局であります内閣府PFI推進室の参事官をしております井上でございます。

本日は、お忙しい中、御出席いただきましてまことにありがとうございます。

本日は定員9名のうち5名の委員が御出席ということでございます。定足数の過半数に達しておりますので、委員会が適法に成立していることを御報告申し上げます。

それでは、以後の議事進行につきましては石原委員長に進めていただければと存じますので、よろしくお願いいたします。

○石原委員長 それでは、本日の議事に入らせていただきます。まず、第1番目のテーマでございますが、「手続きの簡易化について」、手続き簡易化ワーキンググループの座長を務めていただいております宮本委員長代理から御説明をよろしくお願いいたしますと存じます。

○宮本委員長代理 それでは、資料1-1と1-2に基づきまして、手続き簡易化ワーキンググループの報告につきまして、概要を説明したいと思います。

まず、資料1-1でございますけれども、1番目に手続き簡易化ワーキングは、PFI導入に当たっての課題として事務負担の削減や手続き期間の短縮が指摘されている中、サービス購入型PFI事業を対象に、PFI手続きの簡易化方法について検討するため、私を座長といたしまして8名の構成員によりまして、平成25年12月から今年4月まで4回にわたり開催してまいりました。

2番目でございますが、ワーキングにおきましては、PFI事業未実施地方公共団体への普及も念頭に置いてガイドラインの見直しを行い、その成果をできるだけ早く地方公共団体に活用していただく観点から、手続き簡易化に関する以下のガイドライン、すなわちPFI事業実施プロセスに関するガイドラインと、VFMに関するガイドラインの解説につきましては、他のワーキンググループの成果に先行して取りまとめております。

3番目でございますけれども、また、ガイドライン改正に合わせまして、地方公共団体の実務担当者を対象として、手続き簡易化の具体的な方策を解説するとともに、手続きに必要な書類作成のための各種作成素材を付しました「地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続き簡易化マニュアル」を取りまとめました。

次に、資料1-2をごらんいただければと思います。上のほうに目的が書いてございます。「公共施設の老朽化に伴う建替えや集約のニーズが高まるなか、長期的な視点で財政支出の削減を図るため、施設整備に加え維持管理・運營業務を一体として実施するPFIの導入について検討を行う必要性が高まってきております。これを踏まえまして、PFI導入促進を目的として、手続き期間短縮及び事務負担の軽減を図る方策を示すため、ガイドラインの改正及び手続き簡易化マニュアルの作成を行う」ことを目的としております。

次に、手続き簡易化を図ることが考えられる対象事業でございますけれども、「過去のサービス購入型PFI事業において同種事業の実績が数多く存在する事業のうち、以下のいずれかに該当する事業」としております。

1つ目が「施設整備業務の比重の大きい事業」。もう一つが、「維持管理・運營業務の内容が定型的な事業」でございます。既に実施されている同種事業の事業内容や検討経緯等を参考にすることにより、検討の効率化、検討期間の短縮を図ることが可能と考えております。

また、手続きの簡易化が図れるものとして、事業の内容について民間からの提案の自由度があまり高くないものを想定して、このような条件を挙げております。具体的な例といたしましては事務庁舎、宿舍、公営住宅、学校（校舎）、学校給食センターなどがあります。ほかにも公共施設の建てかえや集約ニーズに対応する複合施設も考えられます。

簡易化のポイントを6点挙げております。下の時間軸の棒グラフもございましたけれども、通常のPFI事業、今回提案いたしております簡易化した場合のPFIの手続き期間の短縮イメージを示しております。ポイントがそれぞれどの段階の短縮に寄与しているのかをこの図の中で（1）から（5）で示しております。特に短縮化に重要なものが簡易化ポイント1でございますが、最初の段階ですけれども、施設の基本構想／基本計画と事業手法検討調査業務の一括実施とあります。早い段階でVFMを含め、PFI導入の検討を行って、事業手法を決定することにより全体のスケジュールを短縮することが可能となります。これにより従来の公共調達手法による場合と同時期あるいはより早い供用開始スケジュールでも事業実施が可能になると考えられます。

また、簡易化のポイント（6）でございますが、業務負担軽減のため、標準契約や各種書類の作成素材をつくっております。実施方針や要求水準書、契約書などにつきましてひな型となるものを作成しております。これらを参考にすることによりまして、事務負担の削減が可能になるものと考えております。詳しくは事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

○國松企画官 PFI推進室の國松です。

宮本先生から概要について御説明がありましたので、詳細について説明させていただきます。資料1-3をごらんください。

先ほどの簡易化方策について、ガイドラインに基本的な考え方を示すための改正案でございます。資料中の下線部記述を追加する改正案で削除している部分はございません。

1ページをごらんください。ガイドラインの前書きに当たる部分です。従前からあった部分に対しまして、「1. 本ガイドラインの位置付け」とタイトルを加えまして、2に「サービス購入型PFI事業における手続き簡易化」を追加しました。「サービス購入型PFI事業については実績が蓄積されてきたことも踏まえ、過去のPFI事業に同種事業の実績が数多く存在するものについては、過去の例を参考にすること等により、本ガイドラインに規定された事業実施手続きを簡易化することが可能と考えられる。地方公共団体に向けた手続き簡易化方策についての詳細は『地方公共団体向けサービス購入型PFI事業手続き簡易化マニュアル』に示す通りとする。」

後に説明いたします資料1-5の「簡易化マニュアル」がガイドラインに基づくもので

あることを明確にしております。

先ほど宮本先生が説明されました資料1-2に簡易化のポイントとして6点挙げておりましたが、このそれぞれにつきまして内容を説明いたします。資料2ページをごらんください。

ステップ1は公共施設等の整備等についてPFI事業として行うかどうかを検討する段階について記述しています。

簡易化のポイント、基本構想／基本計画と事業手法検討調査業務の一括実施に関する考え方を(3)の下線部で示しております。

「公共施設等の整備等に関する事業を行う場合には、事業実施の前段階において基本構想、基本計画等の検討が行われることが通例であるが、この事業実施の前段階から、PFIを含む複数の事業手法の検討を併せて行うことが望ましい。これにより、公共施設等の整備等の実施に関する事業手法の決定を早い段階で行うことが可能となり、PFI事業として公共施設等の整備等を実施することを選択した場合においても、公共部門が自ら実施する場合と同時期、または、より早い供用開始スケジュールで事業を進めることが可能になると考えられる。」

公共施設整備の早い段階からPFI事業として行うことも念頭に置いて、事業手法の検討を並行して進めることにより、PFIを選択した場合でも従来の公共事業方式と比べて時間が多くかかることはなくなるということでございます。

次に3ページ、ステップ2は「実施方針の策定及び公表」です。これに関しましては、簡易化のポイント、実施方針公表後の質問回答の省略についてです。

4ページの下の方、

「(4) 一般的に、実施方針の公表後、民間事業者等からの意見を受け付けるほか、質問を受け付けて回答を作成し、公表することは、民間事業者等との意思疎通を図る上で有効である。」

この部分についてですが、実施方針の公表後の意見の受付につきましては、この上の(3)で書かれていますが、一方、質問の受付についてはガイドラインには書かれていませんが、実際実務上は行われるのが通例になっているところです。

続く下線部、「一方、実施方針公表前の市場調査や過去のPFI事業における同種事業の前例を踏まえて実施方針を策定することにより、民間事業者が必要とする情報を効率的に提供することが可能になる。このような場合には、手続き期間の短縮及び事務負担の削減を図る観点から、質問回答を省略し意見の受け付けのみとすることで差し支えないと考えられる。」

あらかじめ市場調査で民間事業者の意向を把握することなどにより、必ずしも質問回答は必要ないということでございます。

そして、これに関しまして、上の(2)におきまして「実施方針の策定や特定事業の選定に当たって、市場調査を実施すること」とありますが、下線部追加しまして、「民間事業

者等の意見を効率的に反映するためには、実施方針の策定の前に市場調査を行うことが望ましい。」ということを追加しました。

次に5ページ、「ステップ3. 特定事業の評価・選定、公表」です。

簡易化のポイント、効率的なタイミング及び方法によるVFMの算出についてでございます。資料1-4、1枚紙のものがございますけれども、こちらをごらんください。これはVFMに関するガイドラインの改正案でございます。「VFM評価の基本的な考え方」の章の中の「VFM評価を行う時点等」という項目がございまして、そこの(5)に追加をしております。

「例えば、事務庁舎の整備等のPFI事業のように、施設整備業務の比重の大きい事業や維持管理・運營業務の内容が定型的な事業であり、過去に同種事業の実績が数多く存在するものについては、事業の企画段階（基本構想又は基本計画時点）においては、類似の前提条件により算出された過去のPFI事業のVFMの実績（以下「参考VFM」という。）や過去の同種事業における実績値等を用いて算出したVFM（以下「簡易VFM」という。）により客観的な評価が可能であると考えられる。また、特定事業評価の段階においても、参考VFMや簡易VFMにより客観的な評価が可能であると考えられ、精度向上を図る場合においても、予定価格の算出に必要な精度に合わせたPFI事業のLCCの算定によりVFM評価を行うことが適当である。」

これまでPFI事業の実績がたくさん積み上がってききましたので、過去の事例から当該PFI事業の評価を簡易に行うことが可能であると考えられます。

資料1-3、先ほどの6ページに戻りまして、

「(4) VFM算定の考え方

VFMの算定はPSCとPFI事業のLCCの比較により行われるが、通常のPFI手続きにおいては、PSC、PFI事業のLCCに関しては、対象事業の設計、建設等の各段階における経費を積み上げ、現在価値化することで算出されている。

一方、施設整備業務の比重の大きい事業や維持管理・運營業務の内容が定型的な事業については、過去のPFI事業におけるVFMの実績等を用いることにより、客観的な評価が可能であると考えられることから、VFMの算定自体に多大な労力をかけ過ぎることのないよう留意する。」

VFMガイドラインに加えまして、プロセスガイドラインにおいても留意事項として明示をしております。

次に、

「(5) 複数の事業手法の検討結果の活用

特定事業の選定を行うかどうかの評価については、基本構想、基本計画等の検討の際にPFIを含む複数の事業手法の検討を併せて行っている場合、当該検討結果を用いて評価することが可能であると考えられる。」

特定事業の選定時に改めて時間をかけてVFMを算出することは必ずしも必要ないということでございます。

次に、簡易化のポイント、特定事業の選定と民間事業者の募集開始の同時実施についてです。この2つの手続きにつきましては、多くの場合1カ月以内で行われることがほとんどですが、時間をあけて行われております。6ページの一番下の行、特別事業の選定についての記述ですけれども、「公表の時期については、手続き期間の短縮及び事務負担の削減を図る観点から、民間事業者の募集開始時と同時とすることが有効な方策であると考えられる。」同時実施とすることで、事務手続きもまとめて行うことができますので、効率化を図れるということでございます。

次に7ページ、「ステップ4. 民間事業者の募集、評価・選定、公表」。

簡易化のポイント、審査委員会の効率的な開催についてです。7ページのこの部分では、民間事業者の選定に関して審査委員会を設けることについて書かれております。一番下の行、カを追加しました。

「一般的に、上記に示した民間事業者の選定に係る審査に先立ち、実施方針や特別事業の選定等についても審査委員会に付議することは、審査委員による当該事業への理解を深め、民間事業者の選定に関する審査を適切に行うために有効であると考えられる。」

実際に多くの公共団体では、事業者選定に関する審理以外にも実施方針など、事業内容についても審議を行うなど、審査委員会を6回程度開くことが多いようでございます。

続きまして、下線部。

「一方、手続き期間の短縮及び事務負担の削減を図る観点から、審査委員会における審議事項を民間事業者の選定に関することに絞り込み、開催回数を最小限にとどめることも、有効な方策であると考えられる。」

審議事項を絞り込み、開催回数を2回～4回程度に減らすことが有効であるということでございます。

最後に附則でございますけれども、本ガイドラインの改正につきましては、今後パブリックコメントにかけまして、その後、民間資金等活用事業推進会議決定となりますので、そこで施行日が決まるということになります。

次に、資料1～5をごらんください。「簡易化マニュアル（案）」でございます。簡単に御説明いたします。

最初に「はじめに」がありまして、その次、目次がありまして、1ページに目的、2. アプローチがありまして、アプローチでは従来の公共調達手法手続き及び通常のPFI手続きよりも短期間で、ということを書いております。

3番の「対象事業」で具体的に対象となるものの例を挙げております。

次に2ページの4で、(1)～(5)の簡易化のポイントを挙げております。

次の5. PFI実施プロセスの簡易化ポイントで、この(1)～(5)それぞれについて、詳しく解説をしております。

まず「(1) 基本構想／基本計画と事業手法検討調査業務の一括実施」については、4ページで通常のPFI手続きと簡易化した場合の手続き、2パターンについて検討段階ごとに具

体的な検討内容を示しております。

資料13ページに期間短縮のイメージを示しております。上から「従来の公共調達手法による手続き」、「通常のPFI手続き」、「手続きを簡易化した場合①、簡易化した場合②」ということで示しております。

例えば手続きを簡易化した場合については、3段目のPFI導入可能性調査を基本計画段階で行う場合と4段目の基本構想段階で、PFIを含む事業手法検討調査を行う場合、これらは各公共団体の事情で使い分けていただければよいのですが、例えば2番目の通常手続きから3段目の簡易化した場合①では、その棒グラフの間にグラフの青い部分の簡易化理由について青字で、グラフの緑の部分の簡易化については緑字で簡易化の理由を示しております。

戻りまして7ページからはVFMについて書いております。9ページの表では過去の事業におけますVFMの実績、平均値を示しております。17ページ以降の参考資料5で過去のVFMについての個別の事例の一覧表を作成しております。

12ページをごらんください。地方公共団体への支援策としまして、(1)アドバイザーの活用、(2)作成素材の活用、(3)事例集の活用について説明をしております。作成素材につきましては、本マニュアルの別冊としておりまして、参考資料1-6としてお配りしたものでございます。手続きに必要な各種図書のサンプルとして活用していただければと考えております。

本マニュアルにつきましては今後、地方公共団体から意見を聞いた上でガイドラインの改正と同時に、6月位に公表することを検討しております。

以上で説明を終わります。

○石原委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明に対しまして御質問、御意見いかがでございましょうか。ワーキンググループで特に問題になった点とかそういうのはございませんか。

○宮本委員長代理 ワーキンググループでそれぞれの視点からいろいろな御意見をいただきました。地方公共団体の方だとか民間事業者の方だとかアドバイザー、その方々でそれぞれ意見交換いたしまして、事務局がこのとおりにまとめていただきましたけれども、一応その中での意見は合意できる形で提案しておりますし、これからは、もう一回地方公共団体のほうにパブコメという形で見ていただきながら詰めていただければと思っております。ですから、これから第一番目としての簡易化でございませけれども、これからは必要とあるところがあればもっと改定しながら詰めていきたいと考えております。

○石原委員長 50か月が32か月に短縮というのは大体目安として非常に削減されたというイメージになるのでしょうか。

○宮本委員長代理 従来の事業方式とほぼ同程度の期間であるいはそれよりも削減できるかわからないという点では、地方公共団体の方々もまだ実施されていないところの方々にもかなりインパクトがあるのではないかと期待しております。

○Q専門委員 民間の感覚からいいますと、50カ月が32カ月というのは、まだまだもうちょっと短縮できる余地があるのではないかという意見も出たと思うのですが、ただ、やはり特にその長い部分を見ると基本構想に時間がかかっているところがございます。基本構想は大体いつからスタートラインとするのかははっきりしないところもございますし、ここから先はPFIの実施者の方々、各自助努力でさらなる簡易化及び時間の短縮は図っていただくということで、我々ワーキンググループでやった中で言うと、委員長代理がおっしゃったとおりで、ここまでがベストの、いいものができたのではないかと考えております。

○石原委員長 ありがとうございます。そうですね、通常50カ月は4年以上、32カ月でも3年ということになるという感じがしました。

大変精力的に作業をいただきまして、こういう形でまず第一弾おまとめいただきました。非常に大変だったと思います。お疲れさまでございました。

それでは、時間の関係もございますので、質疑応答はこれまでにさせていただきたいと存じます。

PFI事業実施プロセスに関するガイドラインの改正案並びにVFMに関するガイドライン改正案及び手続き簡素化マニュアルにつきましては、以上の御提案により委員会として取りまとめることとさせていただきたいと存じますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○石原委員長 ありがとうございます。どうもお疲れさまでした。ありがとうございます。

それでは、次の議題に入りたいと存じます。それぞれのワーキンググループの検討状況につきまして、事務局のほうから説明をよろしくお願いします。

○山田企画官 担当しております企画官の山田と申します。VFM・リスク分担ワーキングの検討状況について、御説明申し上げます。

お手元の資料2-1をお開き願いたく存じます。VFM・リスク分担ワーキンググループは、これまでに2回開催しております。そのうち1回目は昨年12月に開催しているわけですが、こちらにつきましては前回の推進委員会でも御報告差し上げましたので、第2回を中心に御報告差し上げたく存じます。

第2回ワーキンググループは平成26年3月14日に開催してございます。こちらでいただいた御意見について御紹介申し上げます。

2ページをお開きください。第2回ワーキンググループにおいては、これまでの実績の中の大部分を占めますサービス購入型の事業について議論を実施しております。以下いただきました御意見を紹介させていただきます。

まず、VFMに関する御意見といたしましては、VFMといいますとイコールコスト削減だという見方が浸透してしまっておりますので、本来のVFMのもう一つの意味であるサービスの質についても、その計測について光を当てることも必要ではないかという御意見を頂戴い

たしました。

今後、そういったことも踏まえて考えていく上で、事例を収集する必要があるわけですが、そのときに、PFI以外の公共事業でも取り組まれている可能性があるわけですので、そういったことも参考情報としてどんなふうを実施しているのか、あるいはどんなところを工夫しているのかといったことを、情報収集してもいいのではないかという御意見も頂戴しております。

それから、今後、サービスの質の部分について、実際に事業を実施される地方公共団体の皆様方にどのように浸透させていくのか、といったことも課題ではないかという御意見も頂戴いたしました。

質に関係することではありますけれども、現在、要求水準書等を通じて、質についても一定程度の求める内容について発注者側は提示しているわけですが、その提示の方法は非常に多岐にわたっています。それだけでなく優先順位が示されていなかったり、いろいろな次元のものが混在したりしたままで、どれがどのように大切なのかよくわからないというところがあるのではないか。それを避けるためにも、もう少し応札する立場に立って体系的に示すといったことが発注者の意図を明確にする意味でも必要ではないかという御意見を頂戴したわけでございます。

3 ページをお開き願いたく存じます。リスク分担に関する御意見の紹介でございます。まず、事業者の立場から申し上げて最大のリスクとなるのは事業の期間中の価格上昇についてであって、その部分を考慮すべきではないかという御意見を頂戴いたしました。

宮本委員から、リスクワークショップの取組について御紹介いただきまして、これについても御議論いただいたところでございます。例えば、リスクワークショップを実施するというのは、前例がない案件とか大規模な案件では有効ではないかという御意見あるいはリスクワークショップを通じて、発注者側がリスクを明確化していくわけであるのですけれども、その際に、利害関係者として受注する側からも意見を十分に聞いて進めていく必要があるのではないか、といった御意見を頂戴したところでございます。

以上が、前回第2回のワーキンググループの御議論の内容ですが、いただいた御意見を踏まえまして事務局といたしまして、さらに事例等を収集するとともに、今後はサービス購入型のみならず新たな事業類型につきましても、御議論いただけるように情報収集に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○石原委員長 ありがとうございます。それでは、引き続きましてモニタリング・事業促進ワーキンググループです。

○國松企画官 続きまして、「モニタリング・事業促進WG状況について」でございます。

「1. 開催状況」につきましては2月と3月に各1回開催いたしております。

「2. モニタリングに関する主な論点と今後の検討課題について」。第1回ワーキンググループにおける議論を踏まえまして、論点を3つに絞りましてそれぞれの論点に関しまし

でモニタリングガイドラインに係る主な検討課題を挙げております。四角で囲った部分です。

1つ目の論点としまして、「モニタリングの指標のあり方について、改善すべき点はなにか」。主な検討課題としまして、1つ目、これまでのモニタリング指標に代えてKPIを用いることを選択可能とすることにより、モニタリングの目的を達成できるか。

次に2ページ、「モニタリングについて、民間事業者の参入意欲向上のための簡易化など、より効率的な方策はあるか」といったことをございます。

次に、2つ目の論点としまして2ページの枠、「(2) これまでのモニタリングは、サービス購入型事業において、要求水準未達の場合にサービス購入費の支払いを減額できるようなペナルティの付与を基本としてきたが、ペナルティの設定の仕方について、工夫すべき点、留意すべき点はあるか。

主な検討課題としまして、

「・要求水準やモニタリングの標準的なサンプルは手続簡易化に資するが、どのような考え方で、どのような事業を対象に作成すべきか。

・応募者の参加意欲低下やVFMの低下を避けるため、適正なペナルティ（サービス購入費の減額措置の規定）をどのように考えるべきか。」でございます。

これに関しまして「主な意見」としまして

「・独立採算、サービス購入型といった類型により、モニタリング指標の簡易化のレベルは異なる。

・施設の維持のため必要な予防的な措置に対するモニタリングと、問題の発生に対して適切な事後対応で済むことに対するモニタリングではモニタリングの種類が異なる。前者はノウハウにかかるため簡易化できないが、後者については思い切った簡易化が可能。」

3つ目の論点としまして、3ページの

「(3) 民間によるサービスレベルのさらなる向上や創意工夫を引き出すようなインセンティブの付与についても検討すべきではないか。①従来型事業（サービス購入型）、②収益施設型事業、③独立採算型事業（運営権活用型）では、民間の創意工夫の向上とモニタリングの考え方が異なるので、分けて考える必要があるのではないか。」

主な検討課題としまして、

「・サービス水準向上のインセンティブについて具体的にどのようなインセンティブが考えられるか。

・サービス購入型事業と併設される民間収益施設を一体の会計処理で扱うとした場合に、民間収益施設部分についてどのようなモニタリングを行うべきか。」といったことを挙げております。

次に、3. 事業促進について説明いたします。

(1) 事業促進に関する今後の取組について（案）としまして、具体的に何をこれからしていくかということをもとめております。

「①民間の創意工夫の発揮に資する情報提供・体制整備」でございます。一番下の行ですけれども、事業検討段階から民間の創意工夫を活かしていく観点から、次の3点についてプロセスガイドラインの位置づけ、民間提案の活用に向けた周知等を実施します。

4ページ、1つ目「公共施設等の管理者等の情報提供や体制整備」。公共側から将来の公共施設整備の計画を公表することや、民間からの提案を受け付ける窓口の設置を推進するため、先進的な具体事例やその他の情報提供手法をガイドラインに位置づけます。

2つ目「民間提案に必要な書類」。民間提案に必要となる書類等について、標準的なひな型を作成し、ガイドラインに位置づける。

3つ目「民間提案に対する公共施設等の管理者等の具体の検討プロセス」。地方公共団体が民間提案に対する具体の検討プロセス等を定める際の標準的なひな型を作成し、ガイドラインに位置づける。

次に②「地域人材の育成、ネットワークの構築」。地域の企業のPPP/PFIに関するノウハウ習得や事業参画に向けた競争力強化を図る観点から、次のような支援を検討していきます。

1つ目「官民連携による地域プラットフォームの形成促進」。地方公共団体や金融機関、地域の企業が参画する地域プラットフォームの形成を促進するため、必要な人材派遣、ノウハウの提供等の支援を検討します。

2つ目「ネットワークの構築」。地域プラットフォーム間、地方公共団体間といったネットワークを構築し、互いに情報やノウハウを共有することができるよう、関係者の交流等が行えるような場の活用・提供について検討します。また、内閣府が実施する専門家派遣制度について新たに地方公共団体のPFI実務経験者を派遣可能とするような仕組みを検討します。

主な意見しまして、ここに挙げてあるようなものをいただいております。

公共施設等総合管理計画等の情報の活用や民間提案窓口の公表などがございます。

以上で説明を終わります。

○石原委員長 ありがとうございます。2つのワーキンググループの検討状況につきまして、御説明いただいたわけですが、それぞれにつきまして御質問、御意見いかがでございますでしょうか。

VFM・リスク分担ワーキンググループにつきまして、特にサービスの質に焦点を当ててという御意見が多かったようですけれども、これをいかに具体化、可視化するかというところはまだ検討する項目も多いということかと存じますけれども、こちら辺につきましてコメントございましたらいかがでしょうか。

○宮本委員長代理 まず、今御指摘の質の向上というところ、いろいろなところでレポートは個々にはあると思うのですが、なかなかまとまった形ではないということですので、今、内閣府のほうでもそういう事例集みたいなものをつくっていただいています。そういうものを活用しながら、そのような視点からの評価も重要だということを啓発していくこ

とは非常に重要だと思っております。

もう一つ、リスクのほうもそれこそ先ほど簡易化のほうでお話ししたような案件では新たなリスクというのはそうは出てこないと思うのですけれども、新たな分野だとか特に運営権関係の話だとかについてはまだやったことがない事業でございますので、そこにおけるリスクというのはどういうものがあるのかということ、何らかの形をとりながら検討していくことは意味があるだろうという形で、リスクワークショップという形をとりながら検討していくことは意味があるだろうという形で提案させていただいております。

特に、この両方ワーキンググループともこれまでのサービス購入型に関してはいろいろな事例がございますから、それをもとにしてのいろいろな検討はできているわけですが、運営権に関しましてまだ事業が動きつつあるところがございますので、それに関しましてどこまで両方のワーキンググループで捉えられるかというのもこれから検討していく必要があると考えております。

○石原委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでございますでしょうか。

○C委員 私もこのワーキンググループに参加していたものですから、その2ページにありますように、これはPFI以外の公共事業についても、支払い額の削減とかサービスの向上についていろいろな工夫があるということであろうということなので、この辺を情報収集していくと、今後、具体的にこのサービス向上について、何かいろいろな知見が得られるのではないかと。このあたりはどうしても縦割り行政になりやすいので、ぜひ国交省とかほかのところ、管轄している公共事業、いろいろな地方公共団体がやっている事業なんかでも、従来型でもいろいろな工夫があるかもしれないので、ぜひ事例収集とかデータベースの作成をお願いできればと思います。

○石原委員長 どうぞ、B委員。

○B委員 私もVFM・リスク分担ワーキングにかかわってまいりました。今、委員長からお話ございましたように、どうしてもコスト削減ばかり表に出るので、本当によいものをつくるPFIというのができるのだということで、改めて意識していただくためにこれはとても大事な取組だと思っておりますが、やはりなかなか難しいので現実にPFIに取り組むところが、使いやすいような形でこれをどのように出していくか、その出し方が一番工夫がいるかと思っております。理念はわかるのですが、現実にこれをどのように具体化してやっていけばよいのか、審査のやり方に反映できるかということ、わかりやすく示していくところが課題かと思っております。

○石原委員長 まさに委員のおっしゃるとおり言うは易くで、具体化にどうするかですね。ただ、こういった中で、既に事例がある中で、いかにPFIあるいは公共事業等々で整理されているかというのは、事例の中から何かヒントが生み出せるかもしれない。先ほどお役所の縦割りの部分のお話もありましたけれども、内閣府が一番それに遠い存在だと思いますので、ぜひ知見を生かしていただけるようなアイデアを出していただければと思います。

○H委員 私はこのモニタリング・事業促進ワーキンググループのほうにかかわっているの

ですけれども、ある種のひな型をつくって、ガイドラインを具体的にし、簡素化していくことがこのPFI全体で非常に重要なことだと思うのです。各ワーキンググループそれぞれそういうところがかかわってきていて、その点は共通している部分だと思うので、これも今御指摘があったように言うは易しではあるのですけれども、やはり具体例が少しずつ挙がってきていますので、そういうものをうまく活用する形で簡素化できる方向にいけばいいのかなと。

事業促進ワーキンググループに関していえば、この民間提案の活用方向からすると、これは事務局でまとめていただいている4ページの上に線が引いてあるところはガイドラインをつくるということで、なかなかこの新しい民間提案、民間の創意工夫を使うというほうはまだこれからの部分ではあるので、できるだけ使い勝手のいいようなガイドラインをどうつくっていくか、そこを具体的にどういうふうにするかというのが1つのポイントかなと思っております。

○石原委員長 ありがとうございます。おっしゃるように3つのワーキンググループはそれぞれ連関して相乗効果を招くものだと思いますので、そこで総合部会長としての宮本委員長代理の役割も随分大きくなるかと思っておりますけれども、ほかに何かございますでしょうか。

○S専門委員 モニタリング・事業促進ワーキンググループなのですけれども、ひな型をつくって、ここに書いてあるとおりでよろしいと思います。ただ、もう一歩進めるために、末端までこのことを知らしめる方策が何か1つあるといいなと思います。具体的にこれを紙だけではなく、声をもって伝えるような仕組みが1つ加わると厚みが出るかなという感じがしました。

今までいろいろなひな型を他の委員会で作成したのですが、なかなかその使用されない場合が多くて、それはホームページにも書いてありますし、事例集もつくっていろいろやっても、なかなか皆さん使っていただけない場合が結構多かったものですから、これを事業促進するために、例えばある地方公共団体にグループが出ていって何か講演するとか、そういったことがあってもいいかなと思いました。

○石原委員長 ありがとうございます。本日は神奈川県と神戸市からお見えいただいておりますので、O専門委員、P専門委員それぞれ何かございますでしょうか。

○P専門委員 今のS専門委員の発言に同感でありまして、先ほどの簡易化のワーキングも私も出席していましたが、今、PFIを実際にやっている地方公共団体の職員の方というのは、今回のいろいろな資料を見てなるほどなところはあると思うのですけれども、これまで全くPFIに携わっていなかった地方公共団体の職員の方々に、どのようにして普及啓発、PFIを活用していただくか、ここが重要なポイントだと思っています。

これからこういったガイドラインなり何なりを、ホームページ等に掲載していくという形で普及啓発されていくと思うのですけれども、それとは別に、直接どこかの地方公共団体をターゲットとして支援していく、我々は神奈川県として地元の県内の市町村からPFI

を活用したいという話があれば、積極的にこういったものを活用して、支援していくといったことが必要かなと考えました。

○石原委員長 ありがとうございます。では、O専門委員お願いします。

○O専門委員 神戸市ですけれども、やはり現場の地方公共団体ではどんどん組織のスリム化が進んでいまして、通常業務に追われる中で、PFIに取り組むことになかなか時間がかかるとか面倒だという意識の壁があって、そういった中で、わかりやすくマニュアルをまとめていただけるということは、現場の職員にとっては非常に取り組みやすいきっかけにはなると思うのです。

今回の簡易化のマニュアルにつきましても、通常だったらこういう流れになって、最低限ここまでこれはクリアしなければならないことがあって、それから留意点としてはこういうところに気をつけなさいという、例えば議会の問題であるとかそういったこともかなり丁寧に触れられておりまして、非常に使いやすい、わかりやすいマニュアルだなと感じています。

ただ、先ほどP専門委員もおっしゃったように、初めてPFIに取り組む地方公共団体には、もう一つハードルを上げてあげる必要があるかなと。そういった意味では、これをあわせて説明会なりを実施して、よりかみ砕いて伝えてあげるという工夫も必要かなと思います。私の所属しておりますモニタリングのワーキンググループの中でも、今ネットワークの構築について議論がされておりまして、我々も先進の地方公共団体からいろいろと情報ももらいながら取り組んできたという経緯がありますので、関係者の交流が行われる場は非常に重要になってくるのではないかと感じております。

○石原委員長 ありがとうございます。今の広報活動をしていただくと、事務局のほうで今やっておられること、さらに普及のためにとということでコメントございますでしょうか。

○持永審議官 いろいろな地方公共団体向けの説明会を、当室単独でやることもありますし、例えば日本政策投資銀行等とジョイントしてやることもありますし、いろいろなパターンがございます。そういう意味では、今回そういう説明会だとか講演会などでの新しい材料がそろってきたということで、回数ももっと増やす必要はあると思いますけれども、今回お決めいただいた素材も十分利用して、説明会等々やりたいと思っています。

それから、もう一つつけ加えますと、何らかの形で地方公共団体をサポートできるチーム、いろいろな出身の人間を集めていまして、そういうチームをつくって個々の案件があれば地方公共団体に出かけていっていろいろ相談に応じるようなこともやれるようにしたいなと思っています。

○石原委員長 ほかにございますか。では、どうぞ、J専門委員。

○J専門委員 私はモニタリングのほうのワーキンググループには入っていないので、今日初めて資料を見させていただいて、かなり具体的におもしろい意見、アイデアが出ているなと感じています。特に、今の普及ということでは、一番最後に主な意見とあり

まして、5 ページ目の2 段目のポツで「公共施設等総合管理計画等の情報の活用ができるのではないか」というお話がございまして、ただ、PFIを普及するについても地方公共団体自身が、関心、興味、主体性を持たないとこれはどう見ても実現しない中で、今この公共施設等の総合計画、これは地方公共団体自身が将来のために検討せざるを得ないという状況ですから、こういう動きとあわせるというか、こういう動きを逆に促進することで、施設の統廃合ですとかいろいろ地方公共団体が主体でものを考える中で、PFIが浮き出てくるという政策を相まって非常に価値のあるプロジェクトがピックアップされてくる流れが一番自然というか、いいのかなという感じがします。総合管理計画のスピードを上げるような施策を展開を、うたってはいかがなと思いました。また、どのような統廃合等があるのだという段階からでも、民間のノウハウなり意見は組み入れられるわけで、その辺を地方公共団体のほうにもぜひ民間をうまく使えというメッセージを発していただくと、より上流から民間のノウハウなりが展開されてということで、結果的に案件の創出、プロジェクトが浮き出てくることにはなるのではないかと感じがいたします。

以上です。

○石原委員長 ありがとうございます。N 専門委員、いかがでございますか。

○N 専門委員 ありがとうございます。今の点に関連しまして、1 人でやるとなかなか大変というのがあるので、例えば複数の地方公共団体でまとめて事業を実施して、確かに複数でやるとまたそれで複雑さを増してしまうという点もあるのですけれども、うまくやれば省力化を図って、かつ1 個の施設をみんなで共有することもできます。過去にも地方公共団体が事務組合をつくってやったりあるいは国と地方公共団体が一緒にやったりする共同プロジェクトというのも幾つかありますので、ぜひ、小さい地方公共団体単独でやるのは大変かもしれませんが、複数集まってやるようなことが、あるいは小学校とか図書館とか必ずしも一地方公共団体一つでなければいけないというわけでもないかもしれないので、大規模なものを1 つつくるという観点もぜひ考えていただければと思います。

○石原委員長 ありがとうございます。ほかに、I 専門委員どうぞ。

○I 専門委員 ありがとうございます。ちょっと教えていただきたいのですけれども、事業促進ワーキンググループの検討状況、資料2-2の4 ページのところ「民間提案の活用に向けた周知等を実施」というところで神戸市等ありまして、具体的事例や情報収集手法ガイドラインに位置づけるというのと、あと、事項、様式等をひな型をガイドラインに位置づけるということなのですが、これは実際にワーキンググループのほうでは民間提案が出てきているような状況をもとに議論をされたのでしょうか。

といいますのは、私のところも時々民間の方がいらっしゃるのですけれども、一番大きな問題は費用の問題です。地方公共団体がやるのではなくて民間がやるためにそれなりの数字を出すためには、それで数百万から1,000万ぐらいかかるという問題とか、これは前から議論になっていますけれども、実施方針、民間提案した方の取り扱いがどれぐらい、提案を出したはいいけれども、有利に取り扱われるかというのはまだあまりはっきり書いて

いなかったと思います。

先ほど、資料を見ていたら資料3の中で内閣府が答えていらっしゃるのか、4ページのところで真ん中の整理番号B-4-1に、民間提案制度に対する対応についてはすでに内閣府ガイドラインに記載済みであります。現行のガイドラインにおける記載というのは、こういうのが大切ですねということですが、これに加えて多分このワーキンググループでガイドラインをさらに改訂し、選定方法等についてもどのように有利に扱うかというところまで踏み込んで、そういうところも必要だという議論がなされたのでしょうか。その辺は民間の方にとっては重要ですし、地方公共団体の方がやるのも大変だということは十分承知していますが、民間がやるのはもっと大変なので、実際に具体的な事例を1つ端緒として議論を試されたと思いますし、問題意識としてさらにどこが問題意識であったかということをお教えいただきたいと思います。

○國松企画官 今民間提案が実際出てきている状況かという最初の御質問ですけれども、当室のほうで政令市と都道府県にアンケートをして、調査をしたのですけれども、10件程度、さらに小さい市町村では1件は把握している状況でございます。

提案をするにも当然お金がかかるので、提案者に対して、せっかく提案したのだからその方と随意契約を認めるべきではないかという話も、前回にガイドラインを改訂したときにそういう御意見をいただいております。そのときもいろいろ検討して、どこまで書けるのかと検討した結果が、今のガイドラインの状況になっているところでございます。実際、地方公共団体の御意見をお伺いしても、なかなかそういう随意契約とかをやるのは難しいという話を伺っております。今すぐこういうふうになりますというのは答えが出ない状況ではあるのです。

○I専門委員 費用の点とかその辺の議論はされたのでしょうか。

○國松企画官 費用についてはまだこれから詳しく調べることになると思うのですけれども、外国ではそういう提案者に費用を出してあげるとかという面もあるというのは調べたことはありまして、そういうのが実際に可能なかどうかと申しているところでございます。

○石原委員長 今いろいろとインセンティブも含めてそういう提案がたくさん出るようにということでしょうか。R専門委員、いかがでしょうか。

○R専門委員 私はモニタリング・事業促進ワーキンググループのほうで議論に参加させていただいて、その中で、モニタリングの点のところでもいろいろ議論があった中を考えると、恐らく先ほどもお話にありましたように、個々のワーキンググループはいろいろ関連性、有機的につながっているところもあって、リスク分担の議論にもものすごく近いところに踏み込まざるを得ない状況にあると思うのです。

恐らく、特に従来型のサービス購入型から踏み込んだ運営権型だとか収益施設の併設型ですとかそういったところまで入ってくると、本当にリスク分担とかモニタリングのところは多分サービス購入型と全く観点が違うというか、大きく立ち位置を変えていかないと

いけない議論が必要になってくるのだらうなという気がしております、どうやってそのあたりをこのワーキンググループの中でうまくリンクさせることができるのかと、本日感じた点でございます。

○石原委員長 リスク分担とリスク負担といいますか、そういったことがそれぞれについてどんどん深まってくることについてですね。K専門委員、いかがですか。

○K専門委員 私どもVFM・リスク分担のワーキンググループに参加させていただきまして、今の資料2-2のような事業促進も読みまして、非常にそのあたりも関連している、連関していると思います。民間提案が費用的にできるのかどうかかわからないとか、小さな地方公共団体が実際にPFIの手法を導入できるのかどうかという御意見も出ていましたけれども、過去のものも含めてどうリスク分析して、それをどう分担させるべきだというところをできるだけ数値化できるように、見える化できるように考えたいと思いますし、よりその気持ちを強く持ちましたので、先ほど佐藤委員がおっしゃられたように、実際の具体例というものをもっと集めて、ある意味細かく、過去あったようなものもリスク分析という部分をもっとやっていかないといけないのかなと今思っています。

○石原委員長 どうもありがとうございました。リスク分担1つとりましても非常に深い広がりも出てきますし、新しい事業形態の中での責任分担のあり方、またこれまでの考えと違う考えも出てくるのかなという感じもしますし、不可抗力の問題をどう扱うのとかいろいろなことはあろうかと思えますけれども、いずれにいたしましても、それぞれのグループにつきまして問題点がだんだん焦点が合ってきて、それぞれについての回答も特に過去の実例の中で導き出せる、1つのモデルができるのを広げていくという手法もでき上がってきているわけですので、さらに検討を進めていただきまして、その結果を次の会に御報告願えればありがたいと思います。

ということで、そろそろ時間が参りましたので、次のポイントに移ります。

続きまして、「PFI事業の実施状況に関する国会報告」につきまして、事務局から御説明をよろしくお願いします。

○持永審議官 若干おさらいになりますけれども、何で国会報告案があるのかということなのですが、昨年6月のPFI法改正、具体的に言えばPFI推進機構をつくるための改正のときの国会の附帯決議で過去の実施状況をおさらいをして、国会に出してくださいという決議があつて、それに対応してということでございます。

全体の構成については前回の委員会でお諮りして、こんなものかという感じのことを皆さん御了承いただきましたので、前回御報告させていただいた構成に沿ってこの案を組み立てているというところでございます。

構成を言わせていただきますと、1枚開いていただきますと「目次」というのがありまして、これはほぼ前回の委員会でお示した構成になっています。「はじめに」というところで1番で趣旨を述べて、2番ではPFI法のこれまでの経緯、3番ではガイドラインの制定してきた今までの経緯、4番では昨年の6月に定めたアクションプランについて、5番に

ついては何件だとか幾らだとかと今までの事業の実施の状況についての分析と考察、最後6番になりますけれども、せつかくこういうものをつくります以上は、先進的でありますとか有意な事例を少しでもいろいろな方に紹介したいということで、導入事例も6番で付して最後におしまいという形で組み立てております。

○石原委員長 ありがとうございます。何か御質問等ありましたらどうぞ。

○宮本委員長代理 御趣旨はよくわかりました。ただ、29ページの絵の中で一番左が「延べ払い型PFI」となっているのですが、これは「サービス購入型」という表現のほうが適切ではないかと私は思っております。結果として単なる延べ払いになっている事業もないとは言いませんが、基本はサービスを購入するという概念で財政支出も削減しているのは事実ですし、サービスの向上もなされているのは事実だと思います。それにもかかわらず、「延べ払い」という表現は決していい表現ではないと私は認識しておりますので、御検討いただければと思います。

○持永審議官 何らかの工夫ができるか検討させていただければと思います。

○石原委員長 それでは、その修正につきましては、私が宮本委員長代理と相談させていただくということでもよろしいでしょうか。異議なしということでもよろしゅうございますか。

ありがとうございます。それでは、次の議題に入りたいと存じます。お手元にごあります「産業競争力会議フォローアップ分科会（立地競争力等）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○持永審議官 資料3の資料をごらんいただければと思います。

6ページの資料を前回お配りしております。6ページの資料は産業競争力会議で決定された事項の抜粋になっておりまして、要は、産業競争力会議として、またも6月ぐらいなのでしょうけれども、新たな成長戦略を検討していく上でPPP/PFIのことも取り上げますということが書いてあります。

これもおさらいになります、産業競争力会議はどんな会議かというのを書いたのが7ページでございます。ごらんいただいてわかりますように総理をトップにして、閣僚と民間の有識者の皆さんで構成しております。

PPP/PFIについては、この産業競争力会議の中の立地競争力の分科会というのがあります。そこで議論がなされております。具体的にはこの7ページの名簿でいえば、真ん中ぐらいに秋山委員というお名前、もうちょっと下に竹中主査というお名前がありますけれども、この御両名が中心となって議論を進めておられるという状況でございます。

ちょっと後先で恐縮ですが、1ページ目に戻っていただきたいのですが、先ほど申し上げたお二人を中心とした議論が2月12日、3月12日に行われております。その論点ということで2ポツに○が3つ並んでおります。特に今回この委員会の皆様にお知らせしたいのは、1番目の「アクションプランを踏まえた中期目標の設定について」ということでございます。具体的には2ページ目の一番上の段、箱をごらんいただきたいのですが、左側に書いてあるのが産業競争力会議側から示された点であります。どんなことを産業競

争力会議のほうがで言っているかということ、アクションプランの3年間分の中期目標をつくるべきだということです。平成26、27、28の3年間になるのですけれども、3年間分の目標をつくるべきとの御指摘です。その期間を集中強化期間とし、重点分野について目標を設定すると書かれております。産業競争力会議の言う重点分野というのは空港、道路、上下水道でありまして、特にそのコンセッションについて何らかの数値目標を3年間分つくて示すべきだということ、論点として取り上げているところでございます。

最終的な産業競争力会議の方針が決まったわけではありませんが、議論の途上として私どもからお答えしているのがその右側の箱になります。重点分野について中期目標を決めることについては、私どももそれなりに意味のあることという考えもありますので、推進委員会での議論も経た上で、去年6月に決めたアクションプランの中間的な部分ということで考えていきたいというお答えを申し上げます。時期としては、結局、国の新しい成長戦略が6月頃だろうとするならば、それとの整合というものがあるものですから、勝手ながら、内閣府から産業競争力会議に返したペーパーの中では、私どもサイドも26年6月ぐらいをめどにそういうものを考えていきたいという回答をさせていただいております。

これはまだまだ産業競争力会議と私どもの間でいろいろな議論がありまして、関係省庁も絡む話であります

いずれかの段階でこの委員会の皆様にその中間的な目標を御説明し、最終的には産業競争力会議ないしは国の成長戦略に位置づけていくような形をとらせていただくのかなと今のところイメージしております。

私からの説明は以上でございます。

○石原委員長 ただいまの御説明に関しまして御質問、御意見いかがでございましょうか。はい、どうぞ。

○P専門委員 2点質問がありまして、まず1点目は確認なのですが、3年間の目標、コンセッションとおっしゃったと思うのですけれども、対象と考えていらっしゃるの空港、道路、下水道とおっしゃったのかどうか、その確認が1点です。

もう一点は、この主な論点の2つ目で地方公共団体が運営権事業に取り組む上でのインセンティブについてということなのですが、このインセンティブというのは今の段階でどのようなことを御検討されているのか、この2点をお伺いしたいと思います。

○持永審議官 1点目ですが、重点分野として示されているのは、空港、道路と上下水道です。

それと2点目のインセンティブなのですが、これも産業競争力会議の主張、論点としてはコンセッションを地方公共団体が始めるに当たって、やったこともないということもありますし、いろいろなデューデリジェンスが必要だったりとか弁護士費用が必要になったりとか、それなりのお金がかかりますとの指摘です。それなりのお金を地方公共団体に背負わせっぱなしだとなかなかやりたくても金銭的な負担感からやらない地方公共団体もあるのではないかと指摘を受けておりまして、そういう意味では、運営権を設定

し、民間に移行するまでの事務的な諸費用について、国のほうから支援することはできないのかという御指摘をいただいています。

産業競争力会議側からの検討の要請については内閣府、個々の事業になると関係省庁のいろいろな予算制度にかかわってきますので、関係省庁の方も含めてどんな対応ができるのか、検討中というのが現在でございます。

○石原委員長 Q 専門委員、どうぞ。

○Q 専門委員 今のインセンティブという言葉なのですが、素直に読んでインセンティブという言葉を見て、例えばですが、この中身の3ページの一番下の⑥のところに、ダイレクトに読むと「法人税負担を地方交付税の特例加算等の仕組みで地方公共団体に戻す制度を導入し」というところが民間議員の皆様から出されている論点で、これなんかがもし入るのであれば非常にダイレクトにPFIを真剣に考えようかという地方公共団体もかなり増えるのではないかと。これはP 専門委員とかO 専門委員にお聞きしたほうがいいのかも思いますが、そういうことを今回、この全体のフォローアップ、分科会ということで論点として設定するという流れなのですか。

○持永審議官 先ほどもうちょっと踏み込んで説明すればよかったのですが、正確に申し上げますと4ページの一番上です。今大きな論点3つといううちの1つのインセンティブの話は、実はこれは4ページの一番上の部分の箱です。これが論点になっているということでもあります。

左側を見ていただきますとわかりますように、先ほど申し上げたことと絡みますけれども、産業競争力会議の問題意識としては運営権活用のために案件推進事務費という言葉を使っていますが、全額補助をしてあげたらいいのではないかと。ということでありまして、こういう御要請なり考えに対して検討しているということでございます。

一方で、3ページの一番下のほうは、インセンティブである可能性はなくはないと思いますが、これは法人税、運営権を民間に切り出して会社であれば法人税がかかるというのは一種当たり前の話でありまして、それがまた交付税で戻ってくるというのも何か今のいろいろな制度の中でうまくはまるのかなという疑問もあるかと思えます。インセンティブでどういうことを考えているかという意味においては、その3ページの下側よりも4ページが一番上側の部分でどういうことができるかということを考えているということでもあります。

○Q 専門委員 でも、3の一番下のところは大きなインセンティブになると思うのです。P 専門委員、O 専門委員、お考えはございますか。

○P 専門委員 法人税負担、交付税の特例加算というのはイメージがよくわからない部分があります。地方公共団体にとってどれだけメリットがあるのかというのはちょっとわかりませんが、4ページの上の事務費を地方公共団体のほうに補助するというのも数億円単位と書いてありますけれども、その単位が出てくれば大きいのかもしよかもしれませんが、私が考えていたのは、地方公共団体側に対する支援というよりもなかなか運営権を設定して

も、それを購入してくれる事業者というのはなかなかあられないのかなと考えていました、それは、要は、運営権の対価を地方公共団体に払わなければいけないので、その分利用料金収入とかで稼がなければいけないわけです。そういう事業がどれだけあるのかなというところが非常に疑問で、そのところを事業者側が参入しやすくなるような事業者に対する支援がインセンティブとしてあっていいのかなと私は考えていたので、ちょっとこちらの記載の内容は、私は考えていたものとは違うという印象を持っています。

○Q専門委員 もともと法人税がかかるというなら仕方ないと思うのですが、それが地方に還元されるというのが意味があるのでしょうか。それが今回PFIにすると、普通法人税が出てしまう、それはもう事業会社なのだから仕方がないけれども、その出た税金が実際に地方に戻っていくことによって、地方公共団体には導入しても意味があるねと、それが戻ってくるというのは一つ何かほかに使えるというインセンティブはないのかなと考えていました。

○P専門委員 恐らくそういうインセンティブは別の意味であるとは思いますが、私はそういうことは考えていませんでした。確かに御指摘のようなインセンティブはあり得るかもしれないです。

○O専門委員 インセンティブにならないことはないと思うのですが、どちらかといえば、この3ページの右のほうに内閣府からの回答で書いているように、各種補助金・交付金を重点化していただくほうが導入するか否かの決定に当たってはかなりのインセンティブになるのではないかなと感じています。

○石原委員長 I専門委員、どうぞ。

○I専門委員 この3ページの下のところの「各種補助金・交付金の重点化等についての取組を要請中」と、これは内閣府のほうでお答えになっているのですよね。左側は昔からある議論で、切り出すと法人税になって国税になってしまうから、地方税に入ればそれは同じだけれども、国税になってしまうのだから地方公共団体としてはあまりメリットないというところを多分地方交付税交付金のほうに上乗せ計算して返すという、これは総務省の議論ですよ。その交付金の重点化等について取組を要請中と言っている交付金は地方交付税交付金ではなくて、昔から言う補助金のことですかというの点を確認したかったのですが、わかりました。ただ、何か地方交付税交付金で戻してもらえれば、地方公共団体は非常に喜ぶという気はいたします。

加えて、派遣は難しそうな論点ですが、どういう状況でしょうか。3年間の中期目標の設定というのは、26年、27年、28年度ということですが、以前の2中間的取りまとめで数字を出したのと、アクションプランで数字を出したので数字自体はそれぞれのカテゴリーで何兆円、何兆円、コンセッションに2～3兆円とか出ていましたけれども、それぞれのことについて回答の1番のところだと、アクションプランの中期目標を策定するように努めるということですから、それぞれのカテゴリーについて何か数字を決めるということの確認と、数字を変更するのかということと、あとは出向の問題の状況を教えていただけ

ればと思います。

○持永審議官 おっしゃるように、25年度は終わってしまったので3年間というのは産業競争力会議サイドからも明確に言われていますけれども、平成26、27、28年であると言われていています。数字なのですが、特に競争力会議のほうから問題意識として言われているのはコンセッションなのです。コンセッションについては言われていますが、一方で、アクションプラン全体はコンセッションだけでできているわけではないので、コンセッションでない部分の中間目標値をこれから検討しなければいけないなと思っています。コンセッションでない部分も含めて何らかの形でマイルストーンが示せないかなと今考えています。

それと公務員の出向の話は確かにおっしゃるよう到大変難しい話でありまして、結局、公務員制度の本質にかかわってくるのです。さかのぼっていくと憲法にまで行き着いてしまうのですけれども、全体の奉仕者という中で例えば国家公務員についていえば、地方公共団体だとか独法のような公的機関であれば出向して、退職金の通算等々ができるようになっていきます。一方で、純粋に民間に公務員が行こうとすると、今のある制度は官民交流法というのがあるのですが、これは公務員が民間の手法を勉強にしに行く制度なので、これがどう使われるのかというのは今いろいろな議論をしていますけれども、そこら辺の課題なりハードルがあるのかなと思っています。

なので、純粋に民間企業の手伝いをどうするのかという点は現在検討中です。例えば実はこれは仙台の天文台でPFIに出したときにやっていた手法をここで紹介させていただきますと、結局ノウハウをどうやって継承するかということになるのですけれども、仙台の天文台をそのときはPFIですが、PFIでやったときは民間のほうに運営をお願いするに当たって、民間にノウハウがないところは一部公務ということで業務を残して、2～3年だったと思いますけれども、その間に公務員が関与してノウハウを引き継いで、その期間が終われば本来の姿ということで、全て民間のほうに経営してもらおうというやり方をとっています。これだと公務員が向こうの組織に入るわけではなくて、公務として引き継ぎ業務をやっているという位置づけなので、例えばそういうやり方もやったりしますので、要するところ、公務員が行くことが目的ではなくて、運営権者の方にどうやってノウハウを円滑に引き継げるのかということかと思っています。そういう観点から現行制度で最大限やれることをどこまでかということについて、整理しているというところでございます。

○石原委員長 この提案については御紹介ということですか。

○持永審議官 これは産業競争力会議のほうから示された論点がいっぱいありますという紹介であるのと同時に、全部が平等に取り扱われるわけでは多分ないと思うので、最後は産業競争力会議としてのメインイシューが出てくる中で、この委員会にもお諮りしなければいけないことも出てくるであろう、特に目標のところについてお諮りしなければいけないだろうということで、中間報告という受けとめをしていただければと思っています。

○石原委員長 こちらの回答も6月までにやらなければいけないということになるわけで

すね。

○持永審議官 産業競争力会議のフィニッシュの時期そのものは未定ですが、去年と同じぐらいのタイミングでやるとすれば6月ぐらいかなと想像してしまっていて、そうすると、そこに一定のものをPFIのことを埋め込んでいこうとすれば、それに合わせる形でこの委員会にお諮りして、形を整えなければいけないかなと、そういう意味では、向こうの出口が6月とすると、こちらもその前の6月ぐらいには何かやらなければいけないだろうというスケジュール感です。

○石原委員長 事前の報告ということですね。

○持永審議官 御指摘のとおりです。

○B委員 法的に公物管理との関係で使用許可をどうするか、あるいは総務省との関係で指定管理者制度との適用の問題を調整することなど、結構細かな問題、これは地方公共団体、現場にとってはきちんと解決をしてもらわないと法的に動きにくい、もしかすると違法ということになりかねない、ということで非常に問題が大きくなるものが結構あるかと思えます。それを総務省だけではなくて多分、国交省ですとかそれぞれの個別事業の所管省庁との調整を精力的にしないと時間的に大変だと思いますが、検討を精力的によろしく願いたいと思います。

○石原委員長 よろしゅうございますでしょうか。

それでは、また事務局といろいろ相談しまして、今後の進め方について検討したいと思います。ただいまの議論を踏まえまして、今後の検討をいただくようお願いしたいと思います。

以上をもちまして本日の委員会は終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。